

令和4年10月28日

江田島市議会

議長 吉野伸康様

江田島市議会決算審査特別委員会

委員長 酒永光志

決算審査特別委員会報告書

本委員会は、令和4年第4回江田島市議会定例会本会議（2日目）において、決算審査特別委員会に付託された次の議案について、常任委員会所管ごとの2分科会に分割し、9月21日、22日に産業厚生分科会、9月26日、27日に総務文教分科会を開会し、慎重に審査した結果、次のとおり個別意見（要望事項）を付して全会一致で決したので、江田島市議会会議規則（平成16年江田島市議会規則第1号）第103条の規定により報告する。

1 審査した議案

議案番号	件名
議案第48号	令和3年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第49号	令和3年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第50号	令和3年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第51号	令和3年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第52号	令和3年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第53号	令和3年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第54号	令和3年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第55号	令和3年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第56号	令和3年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 57 号	令和 3 年度江田島市交通船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 58 号	令和 3 年度江田島市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第 59 号	令和 3 年度江田島市下水道事業会計決算の認定について

2 審査の概要

本審査に当たっては、各会計決算書及び附属書類・証書類は全て監査委員の審査済みであり、その意見書も提出されている。計数的な面を含め、予算の執行が議会議決の趣旨を尊重し、適正にして公正かつ能率的に執行されたかどうか、あるいは、行政の目的とする地域住民の福祉の増進のためにどのような効果を上げることができたか、行政効果の観点から審査を行った。

3 審査の結果

令和 3 年度の一般・特別及び各企業会計の決算認定等に当たっては、前述したような審査の着眼点に基づき、執行部から決算概要を聴取するとともに、決算審査意見書（基金運用状況を含む。）及び主要施策の成果に関する報告書等を参考に審査を行ったところ、一般会計・特別会計及び各企業会計決算は適法にして、かつ、予算議決の趣旨を尊重しながら、健全な財政運営に努められていると認められた。

よって、令和 3 年度一般会計・特別会計及び下水道事業会計決算については、全会一致で認定、水道事業会計剰余金の処分及び決算については、全会一致で可決及び認定することに決した。

しかし、次の点については、今後更に検討を加え、是正すべきであると考えてるので、分科会別に個別意見（要望事項）として付する。

4 個別意見（要望事項）

（総務文教分科会）

- (1) 主要施策の成果に関する報告書において、令和 2 年度と令和 3 年度の報告書を比較し、数値に著しく差異のある箇所が見受けられた。その原因は、合併から令和 2 年度までは、1 月から 12 月までの暦年での数値を報告書に記載し、令和 3 年度からは、4 月から翌年 3 月までの年度での数値を報告書に記載したことによるものである。また、当初予算で主要施策として事業が掲げられながらも、予算執行がないということで、報告書に記述されていない事業もあった。

地方自治法第 233 条第 5 項に、主要施策の成果に関する報告書は、議会が決算を認定するに当たり、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類として、市長が提出するものであると規定されている。

議会は、予算が議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効率的に執行されたか、それによりどのように行政効果が発揮できたのかを審査している。

今後、報告書については、適正かつ整合性のある作成に注意されたい。

- (2) 職員の市外居住者は現在 66 人とのことである。これまで幾度となく議会で指摘され、一般質問でもその対応を質されてきたところであるが、5 年前に比し 9

人増加している現状を見ると残念な結果となっている。憲法上定められた居住の自由があるとはいえ、このまま市外居住職員が増え続ければ、島で暮らす市民の生活感の把握が薄れるとともに、災害対応等にも支障が出るものと懸念するところである。

また、ここ5年間で自己都合退職者が20人と多くなっている。現役で活躍している職員が中途退職することは、市役所業務の機能低下を危惧するところである。

については、市役所機能・業務に支障が出ることを防ぐため、市外居住職員の抑制策及び中途退職者の防止策を検討され、具現化するよう取り組まれない。

- (3) 基金管理や債券運用については、公基金管理協議会のもとその債券運用に努め、令和3年度の債券運用益は1,909万円で、債券運用の努力が認められる。現在29億円の債券運用中であるが、令和3年度末の基金保有額は、101億5,336万3千円（うち奨学基金3億6,315万円）であり、標準財政規模に対する基金保有高は県内トップクラスである。

今後も安全性に留意しながら、更なる債券運用に努め、運用益の確保、歳入の確保に努められたい。

- (4) 空き家バンク契約件数は、令和3年度末で39件と、制度導入後過去最高の件数となっている。移住するだけでなく古民家を再利用してカフェや交流イベントなどを開催して地域の活性化になっているため、これからも地域に働きかけ、新規空き家物件の掘り起こしに注力されたい。

- (5) 定住促進通学費支援事業について、本市の人口減少に歯止めをかけ、市民サービスの向上及び定住移住を強力に促進するためには、通学費支援事業に係る補助率の引き上げが重要であると考えます。

については、財政事情も考慮しながら、人口減少抑制という観点を重視し、実現できるよう鋭意取り組まれない。

- (6) 生活交通維持対策事業の中で実施している「お出かけ無料乗車 day」は、市民の公共交通利用を促す取り組みとして評価するものである。現状は陸上交通のみの実施となっているが、さらに事業効果を高めるため、海上交通も同時実施することが望まれる。陸上・海上交通が連携することで、江田島市への交流人口の増加につながるものと思慮する。

については、今後の取組に、交流人口の増加という視点も取り入れ検討実施するよう努められたい。

- (7) 災害の多様化・大規模化などによって、様々な役割が消防団に求められるようになってきている。一方、本市においては、高齢化に伴い地域防災の担い手である消防団員数が減少しつつある。地域の安心安全を守るためには、必要となる消防団員数を確保しなければならないと考えることから、従来の活動に固執することなく、必要に応じて消防団活動や業務の見直しを行い、消防団の魅力向上策を検討されたい。

- (8) 令和3年度において、社会教育施設等の実態を可能な限り把握するとともに、社会教育施設に求められる機能・性能を確保しつつ、予防保全的な維持管理、計画的な改修を通じてコストの削減を図り、中長期的な視点から財政負担の軽減・

平準化を図ることを目的に「江田島市社会教育施設等長寿命化計画」を策定したが、未だ公表されていない。現状の施設に問題があり、公表が遅れているとのことであるが、本来の目的を考えればできるだけ早い時期に諸問題を解決し、計画の推進に努められたい。

- (9) 小学校及び中学校就学援助奨励事業について、従来の広報紙や配布物を通じた周知を継続しつつ、今後は江田島市社会福祉協議会や市民生活部、福祉保健部等の市民生活に深く関わる関係部局と連携しながら事業を推進し、保護者の経済状況やコロナによる家計急変世帯等によって、子供たちの学びの状況が左右されることの無いように努められたい。
- (10) 学校給食における地場産品導入事業において、農産物を中心としてその導入が図られていることは評価できる。今後、更なる地場産品導入に努めるとともに、本市の特産である牡蠣等の水産物についても積極的に活用するよう努められたい。
- (11) 大柿自然環境体験学習交流館（さとうみ科学館）について、特色ある教育として評価はできるものの、周辺地域の認知度が低いことは残念なことである。江田島市の素晴らしい環境下にあるこの施設を整備・存続させるためには、周辺地域の人々の理解度を高める取り組みが必要と考える。
については、自然科学について学ぶ場や、体験する機会の提供を積極的に行い、利用促進に努めるとともに、この施設が広く日本中に知られるよう情報発信に注力されたい。

(産業厚生分科会)

- (1) 滞納対策事業においては、更なる滞納繰越分の収納率を上げ、公平な税収確保に努力されたい。滞納者の生活状況によっては、生活再建などの福祉的支援担当部局との連携も図られたい。また、国民健康保険税の収納状況を見ると、令和3年度の現年度分収納率は94.8%、滞納繰越分10.7%、不納欠損額32,427千円、収入未済額142,137千円となっている。保険税は、その算定に当たって、この滞納分を見越した算定とするため、善良な納税者の負担アップにつながっている。公平な税負担の観点からも、保険税の収納向上と不納欠損額の削減に努力されたい。
- (2) 本市は、自治会やまちづくり協議会などを中心としたまちづくりを進めているが、地域活動の担い手不足が課題である。転勤などでの転入時や、移住してくる人などに、自治会の案内をするなどPRして自治会加入率アップに努めていただき、地域活動の活発化に尽力されたい。
また、まちづくり協議会の数が江田島町だけ突出して多いため、事業費の公平性の観点から今後の10年を考えて統合を促されたい。
- (3) 「恵み多き島えたじま」の海は、市民の安らぎと憩いの場であるとともに、我がまちの基幹産業たる水産業の母体でもある。「海生交流都市」の取組を更に進めるためにも、海岸漂着ごみ対策に一層注力されたい。また、市民生活部と産業部が連携を密にして漁業関係者を始めとする事業者や市民に働きかけるとともに、ボランティア袋の制度の周知に努め、市民ぐるみでの美しい海を守る取組が進むよう努められたい。

- (4) 民生委員児童委員の定数は103人であるが、令和3年度では13人の欠員が生じている。令和7年度の一斉改選までに適正な定員の見直しを検討するとあるが、平成28年度から6年間もの間、欠員が生じているため、現状の90人で協議会の運営はできていると解することもできる。民生委員児童委員の定員について、旧町時代の定数(基準)を踏襲することなく、地域ごとの面積、地理的条件、世帯構成の類型(高齢化率、被保護世帯)を勘案し、現状に即した定員を早期に決定し、欠員解消に努められたい。
- (5) 障害者施設等への通所等交通費助成事業は、子どもの療育のために市外への通院、通所の交通費助成として令和3年度から開始されたが、要件が厳しく、実際に利用できるケースが限られている。市内の子どもの療育環境の充実にも取り組みつつ、市外への通院通所の負担軽減となるよう要件を見直されたい。
- (6) 特定保健指導については、近年、対象者数に対して修了者数が少ない状態で推移している。対象者自身の健康に対する問題意識や取り組む意欲が重要であることは論を待たないが、当事者を取り巻く家族等の理解や協力・後押しが特定保険指導に基づく本人の取組の継続につながる事例も多いと思われる。引き続き対象者本人に粘り強く働きかけるのみならず、機会を捉えて家族等に対しても丁寧な説明を尽くし、特定保健指導の修了率の向上につながるよう取組を進められたい。
- (7) 令和3年度のイノシシの捕獲実績は1,158頭に達し、本市の合併以来、過去最高の捕獲頭数となった点は評価するところであるが、農業被害等の低減にまでは至ったという実感はなく、今や市民は暮らしの安心安全が脅かされるまでに、日々、イノシシ被害に悩まされている。今後、地域を主体とした「総合防除(防除、環境改善、捕獲の一体的な取組)」を柱として取組を進めていくことはもちろんであるが、市民生活へのイノシシの脅威を低減させていくためにも、有害鳥獣対策班の機能強化を図られたい。また、人的被害対策のため、命を守るためのイノシシの対処についての啓発や情報提供にも取り組まれたい。
- (8) オリーブの生産については、高齢化による体力の低下や高所作業への懸念等から、小さな実を長時間にわたって摘み取る収穫作業が生産者に重くのしかかっている。市民の生産意欲を減退させることなく、今後も官民協働でのオリーブ振興を続けていくため、収穫体験ボランティアによる収穫支援の拡大や、オリーブ摘み取り体験など「援農」の制度化を進められたい。
- (9) 労働対策事業の無料職業相談所では、企業の障害者雇用の理解促進、障害の有無に関係なく就業相談ができる環境づくりに取り組み、少しでも多くの求職者、求人事業者が積極的に利用できる機会づくりに取り組まれたい。
- (10) 道路維持管理事業においては、市道や里道の維持に尽力し、アダプト活動支援やシルバー人材センターの委託業務等と共に、計画的かつ持続的なインフラ維持に努められたい。
- (11) 空き家対策のための補助制度が、自主的な空き家の除去や利活用をより効果的に進めるように見直されたい。

- (12) 市営住宅の管理戸数607戸のうち、全体の約3分の2近くが耐用年数の過半を経過しており、全体的に老朽化が進行している。また、人口減少に伴い、市営住宅への需要も低下しており、空き住戸が増加する中、バリアフリー化への対応や、適切な維持管理・計画的な修繕の在り方が課題となっている。国における新たな住宅セーフティネットの動向を踏まえて役割分担を図りつつ、本市として、住宅の確保に配慮が必要な高齢者・障害者・子育て世帯等に対しては低廉で良質な住宅を安定的に提供できるよう、老朽化した住宅については整理再編に粘り強く取り組み、市営住宅全体が需要に見合った適切な必要管理戸数の下、将来にわたって適切に維持管理され、計画的に修繕できるよう取組を進められたい。
- (13) 本市の下水道は、公共下水道・農業集落排水事業を合わせて令和元年度末で集合処理（面整備）事業は終了したところであるが、この間も水洗化促進員等による普及啓発活動の展開により、少しずつにはあるが、下水道への接続率の向上が図られている。今後も着実かつ粘り強く普及啓発に取り組んで使用料収入を確保するとともに、一般会計からの繰入額が少なくなるよう一層、効率的かつ効果的な事業実施に努められたい。